

●注意事項

「公共工事土量調査報告様式」記入時の注意事項について説明します。

※ 一つの工事につき一つのExcelファイルが必要です。

1. 新規登録日時について

初めてExcel出力を押した際に、「新規登録日時」に自動で数字が入力されます。

「新規登録日時」によって工事を判別している為、新しい工事を登録する場合は、「登録日時クリア」ボタンで「新規登録日時」をクリアしてから提出用ファイルを作成してください。

実績の情報登録、登録済み工事の更新については、「登録日時クリア」ボタンをクリックすると「新規登録日時」がクリアされ別の工事として登録されてしまうので、「登録日時クリア」ボタンはクリックしないでください。

※ 別の工事であっても「新規登録日時」が一致している場合は同一工事となります。

※ 別の工事の場合は、「登録日時クリア」ボタンをクリックして「新規登録日時」をクリアしてください。

新規登録日時	202102181433093	登録日時クリア
更新登録日時	202103031104258	

2. コブリス・プラスでの公開について

提出された工事情報は、公共工事土量調査事務局より、コブリス・プラス (<https://fkplus.jacic.or.jp/>) に登録されます。

登録された情報は、コブリス・プラスで工事間利用調整の相手先として、公共工事や民間工事に公開されます。

工事や土量の情報、一部項目では、コブリス・プラスでの公開・非公開を選択できますので、適宜選択してください。

3. 実績の入力について

実績の情報を登録する際は、必ず、予定情報の入力に使用したファイルと同じファイルを使用してください。

新規登録日時	202102181433093
更新登録日時	202103031104258

※「新規登録日時」によって同一工事を判別している為、

予定情報と実績情報の「新規登録日時」は一致している必要があります。

4. 搬出入区分について

「搬出入区分」が選択されていない土量情報は、Excel出力の対象外となります(エラーチェックもされません)。

必ず、搬出入区分を選択してください。

土量情報						
土量No	公共工事との利用調整	民間工事との利用調整	民間工事との利用調整開始日(年月日)	搬出入区分	土工期開始	
					年	月
1	する	する	2026/01/15	搬出	2026	1
2	する	する	2026/01/15	搬入	2026	1

5. エクセル機能の制限について

「公共工事土量調査報告様式」は、行の追加等の機能を制限しています。

※ロック解除等はできません。

6. 必須項目について

入力用シートの赤字の入力項目は必須項目です。

空欄のまま「Excel出力」ボタンを押すと「エラー一覧シート」が作成され、Excel出力できません。

●コード表

※1 「公共工事土量調査報告様式」の予定調査入力において選択する項目です。

※2 「公共工事土量調査報告様式」の実績調査入力において固定表示される項目です。

情報の確度(工事)	
コード	コード内容
1	想定数量の情報 ※1
2	計画数量の情報 ※1
3	実績情報 ※2

工事種類	
コード	コード内容
1	河川関係
2	海岸関係
3	砂防・地すべり関係
4	道路関係
5	ほ場整備関係
6	上・工業用水道関係
7	土地造成、区画整理関係
8	公園関係
9	下水道関係
10	空港関係
11	港湾関係
12	建築関係
13	鉄道、軌道関係
99	その他の工事

仮置場(ストックヤード)の有無	
コード	コード内容
1	有
2	無
3	未確定

土質試験/土壌分析調査	
コード	コード内容
1	実施済み
2	実施しない
3	実施予定有
4	実施未確定

搬出入区分	
コード	コード内容
1	搬出
2	搬入

許可行政庁	
コード	コード内容
000	国土交通大臣
001	北海道知事
002	青森県知事
003	岩手県知事
004	宮城県知事
005	秋田県知事
006	山形県知事
007	福島県知事
008	茨城県知事
009	栃木県知事
010	群馬県知事
011	埼玉県知事
012	千葉県知事
013	東京都知事
014	神奈川県知事
015	新潟県知事
016	富山県知事
017	石川県知事
018	福井県知事
019	山梨県知事
020	長野県知事
021	岐阜県知事
022	静岡県知事
023	愛知県知事
024	三重県知事
025	滋賀県知事
026	京都府知事
027	大阪府知事
028	兵庫県知事
029	奈良県知事
030	和歌山県知事
031	鳥取県知事
032	島根県知事
033	岡山県知事
034	広島県知事
035	山口県知事
036	徳島県知事
037	香川県知事
038	愛媛県知事
039	高知県知事
040	福岡県知事
041	佐賀県知事
042	長崎県知事
043	熊本県知事
044	大分県知事
045	宮崎県知事
046	鹿児島県知事
047	沖縄県知事

許可区分	
コード	コード内容
1	一般
2	特定

情報の確度(土量)	
コード	コード内容
1	想定数量
2	計画数量
6	実績数量

搬入の際の利用用途	
コード	コード内容
1	工作物の埋戻し
2	建築物埋戻し
3	道路(路床)盛土
4	土木構造物の裏込め
5	道路路体盛土
6	河川築堤(高規格堤防)
7	河川築堤(一般堤防)
8	土地造成(公園・緑地造成)
9	土地造成(宅地造成)
10	水面埋立
11	農地用(盛り土)
12	農地用(作土)
13	鉄道盛土
14	空港盛土
99	上記以外の搬入用途

工事間利用の実現有無	
コード	コード内容
1	工事間利用実現
2	工事間利用実現せず

工事間利用が実現しなかった理由	
コード	コード内容
1	土工期が一致する相手工事が無かった
2	土質が一致する相手工事が無かった
3	50km圏内に相手工事が無かった
4	予め、公的受入地へ搬出することが決まっていた
99	その他

相手先工事の区分	
コード	コード内容
1	公共工事
2	民間工事

土質区分		
コード	コード内容	説明
1	第1種建設発生土	砂、礫など
2	第2種建設発生土	砂質土、礫質土など
3	第3種建設発生土	通常の施工性が確保される粘性土など
4	第4種建設発生土	粘性土など
5	泥土(建設汚泥を含まない)	
6	建設汚泥	
9	不明・未定	

工事間利用の決定状況		
コード	コード内容	説明
1	利用調整未実施	再利用工事未定の建設発生土ストックヤードと土質改良プラントを含む ※1 ※2
2	工事間利用調整中	工事間利用が調整中のとき ※1
3	工事間利用決定	再利用工事決定の建設発生土ストックヤードと土質改良プラントを含む ※1 ※2

指定利用等の有無		
コード	コード内容	説明
1	指定利用等A	発注時に発注者から搬出先を指定されたもの
2	指定利用等B	発注時には発注者から指定されていないが、発注後に設計変更し発注者から搬出先を指定されたもの
3	自由処分	発注者から搬出先が指定されないもの

相手先種類			
工事間利用の実現有無	搬出入区分	コード	コード内容
1. 工事間利用実現	1 (搬出)	1	他の工事現場(内陸:公共、民間を含む)
		2	土質改良プラント(再利用工事が決まっている場合)
		3	建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている場合)
		4	有償売却
		5	海面埋立事業(海岸、海浜事業含む)
		6	建設汚泥中間処理施設
		99	その他
	2 (搬入)	1	他の工事現場(陸上)
		2	他の工事現場(海上)
		3	土質改良プラント
		4	建設発生土ストックヤード
		5	他工事の建設汚泥を直接利用した場合
		6	建設汚泥中間処理施設経由で、建設汚泥処理土を利用した場合
		99	その他
2. 工事間利用実現せず	1 (搬出)	1	現場内利用
		2	土質改良プラント(再利用工事未定の場合)
		3	建設発生土ストックヤード(再利用工事未定の場合)
		4	海面処分場(建設発生土の場合)
		5	民間内陸受入地(建設発生土の場合)
		6	建設汚泥中間処理施設
		7	最終処分場(建設汚泥の場合)
		8	公共内陸受入地(建設発生土の場合)
		99	その他
	2 (搬入)	1	現場内利用
		2	新材利用
		99	その他

●土質区分基準

区分 (国土交通省令) ※1	細区分 ※2、※3、※4	コーン指数 q c ※5 kN/m <sup>2</sup>	土質材料の工学的分類 ※6、※7		備考 ※6	
			大分類	中分類 上質 (記号)	含水比 (地山) Wn(%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫[G]、砂礫[G S]	-	※排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等に より含水比 が増加する と予想され る場合は、 1ランク下 の区分とす る。  ※水中掘削 等による場 合は、2ラ ンク下の区 分とする。
	第1種改良土 ※8		砂質土	砂[S]、礫質砂[S G]		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2 a種	800 以上	人工材料	改良土[I]	-	
	第2 b種		礫質土	細粒分まじり礫 {G F}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保 される粘性土及び これに準ずるもの)	第3 a種	400 以上	人工材料	改良土[I]	-	
	第3 b種		砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	-	
			粘性土	シルト[M]、粘土[C]	40%程度以下	
	第3種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに 準ずるもの ※第3種 建設発生土を除く)	第4 a種	200 以上	人工材料	改良土[I]	-	
	第4 b種		砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40~80%程度	
	第4種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
			有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
泥土 ※1、※9	泥土 a	200 未満	人工材料	改良土[I]	-	
	泥土 b		砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
	泥土 c		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
			高有機質土	高有機質土 {P t}	-	

- ※1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- ※2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- ※3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m<sup>2</sup>以上の性状に改良したものである。
- ※4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- ※5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- ※6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系(公社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- ※7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- ※8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- ※9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43厚生省通知)  
 ・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276環境省通知)  
 ・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。  
 (参考文献) 発生土利用基準について (平成18年8月10日 大臣官房技術調査課)